

木津川市男女共同参画計画後期計画 事業調査票(平成26年度)

資料1

※評価:A.実施できた・B.一部実施できた・C.実施できなかった

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性	
							評価			
1	基本目標1 人権尊重の視 点に立った男 女共同参画の 意識づくり	(1)男女の自 由と平等を阻 む意識・慣行 の見直し	①男女共同参 画社会の形成 に向けた広 報・啓発活動 の推進	各種講演会・講座等の開催	人権推進課	男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。内容は、男女共同参画に関する講演会、講座を開催。	A	男女共同参画講座及び講演会を開催した。26年度は、5回開催し、1120人が参加した。	男女共同参画に配慮した内容であったが、男性の参加が少ないため、工夫が必要。開催方法や開催時期、周知方法を工夫して、参加人数を増やすことが必要。	
2				男女共同参画週間等多様な機会を通じた啓発活動	人権推進課	国の定める男女共同参画週間に実施することにより、男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。内容は、各種事業を開催。	A	男女共同参画講演会「みんなで支え合う地域の防災」を開催。広報誌への掲載。男女共同参画啓発パネルの展示及びパンフレット・啓発物品の配布。全国一斉「男女共同参画週間」実施期間における街頭啓発活動の実施。	男女共同参画に対する意識の向上、講座、講演会の開催により、理解を深め、意識の向上に努める。	
3				広報きづがわやホームページを活用した広報活動	人権推進課	男女共同参画についての広報・啓発を行う	A	男女共同参画週間等の強調期間に広報した。	広報やHPを活用し、定期的に啓発活動を行う。	
4			②「表現の手 引き」の活用と メディア表現の 理解と活用の 促進	②「表現の手 引き」の積極的な活用	「表現の手引き」の積極的な活用	人権推進課	表現の手引きを活用してもらうように関係機関に周知する	B	女性センターロビーに配架している。	市民が集う場や会合の場での配布により、家族や地域で男女共同参画への意識・理解を深める取り組みを実施する。
5					メディアと連携した広報等の発行	学研企画課	広報きづがわを毎月発刊し、市政の基本方針、重要施策、啓発事項、行催事、その他のお知らせ等を市民に提供している。	A	広報きづがわを毎月(12号/年)発行	広報きづがわを継続して発行していく予定。
6-1			③職員の男女 共同参画に関 する意識の向 上	③職員研修等の定期的な実施	職員研修等の定期的な実施	人事秘書課	男女共同参画社会の実現に向けて職員研修を実施	A	人権研修の一環として研修を実施。職員50名が講演とグループワークに参加し、理解を深めた。	職員研修の一環として、研修を継続していく
6-2					職員の男女共同参画に関する意識向上のための研修・啓発等	人権推進課	男女共同参画講演会「みんなで支え合う地域の防災」及び「男女共同参画社会の実現に向けて」を市民及び市役所職員を対象に実施した。「男女共同参画社会の実現に向けて」では、講義の後、グループ討議で、意見を出し合った。	A	職員の意識向上を図る研修を実施していく。外部における研修の参加も必要に応じ行う。	
7					男女共同参画社会の実現に向けた会議の定期的な開催	人権推進課	木津川市男女共同参画計画の実施について相互の調整を行い総合的かつ効果的な計画の推進を図るために会議を開催する。	A	後期計画の策定にあたり、重要な事項の協議は政策会議で行った。	必要に応じ開催していく。
8					④男女共同参 画に関する調 査・研究・情報 提供	男女共同参画に関する調査・分析・研究	人権推進課	男女共同参画に関する状況把握をするため、調査・研究を行う。	A	男女共同参画に関する施策の進捗状況調査を実施。
9			④男女共同参 画に関する調 査・研究・情報 提供	④男女共同参 画に関する調 査・研究・情報 提供	男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供	人権推進課	男女共同参画に関する情報を取り寄せ、市民等にも提供する。	B	男女共同参画に関する図書及び京都府等の資料を配架及び配付した。図書を購入できなかった。情報を取り寄せられなかった。	提供方法について工夫し、今後も引き続き取り組む。
10					各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況の定期的な調査の実施	人権推進課	男女共同参画社会の実現に向け、各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況に関する定期的な調査を実施する	A	各委員会・審議会における男女構成比の調査を実施した。	各委員会・審議会における男女構成比の調査については、今後も毎年実施する。
11	男女共同参画に関する苦情処理・相談体制の充実	人権推進課			男女共同参画の推進に関する苦情や意見については、関係機関と連携しながら、市民の立場に立って相談に応じ、苦情などについても適切に対応する。	A	男女共同参画推進条例及び条例施行規則において、適切な処理について定めているが、特に苦情や意見はなかった。	苦情や意見を寄せられた場合は、ともに考え話し合いを持ち、理解を深めていこう対応していく。		
12-1	(2)男女共同 参画を推進す る教育・学習 の充実	①教育・保育 の現場におけ る男女平等教 育の推進	人権の尊重、男女平等、相互協力、相互理解についての教育・保育の推進	子育て支援課	性別にかかわらず、ひとりひとりを思いやれる心を育て、人権教育に結び付ける。	A	呼称・性別等により区別しない保育の実施を行っている。	取り組みのさらなる推進を図る。		
12-2			学校教育課	男女平等、相互協力の理解を養うとともに実践する力を身につけることを目的とする。	A	学校活動や道徳の時間のほかあらゆる教育活動を通して、人権教育の一環として各学校の授業等で取り組んだ。	今後においても、児童・生徒一人ひとりを大切に教育の推進を図る。			
13-1			性別にかかわらず、個性と能力が生かせる教育、生活指導、進路指導の推進	子育て支援課	性別にかかわらず、ひとりひとりを思いやれる心を育て、人権教育に結び付ける。	A	絵本の読み聞かせや、自然観察等で命の大切さについて学び、他者を思いやる心を育てるように取り組んだ。	取り組みのさらなる推進を図る。		

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性
							評価		
13-2					学校教育課	個々の能力を把握し、適切な進路指導を行うことを目的とする。	A	個々の児童生徒に応じたきめ細かな指導として、担任及び進路主任による個別に応じた希望進路の実現に向け、相談を行った。	今後も、担任及び進路主任による個々に応じた進路相談を行っていく。
14-1					子育て支援課	保護者(父・母)共同の保育に取り組む。	A	性別にかかわらず、保護者が参加可能な行事を実施した。	取り組みのさらなる推進を図る。
14-2					学校教育課	人権に関する研究や啓発、研修会等を行うために、市立小中学校の教職員等で組織している人権教育研究会に補助を行った。	A	木津川市人権教育研究会に補助を行い、研究会を通して男女共同参画意識啓発に努めた。	今後も市人権教育研究会に対して支援を行い、研究会を通して男女共同参画の啓発を推進していく。
15					社会教育課	未実施	C	未実施	家庭教育に関する情報収集を行う。
16			②家庭における男女平等意識の醸成	家庭教育に関する学習機会の提供及び啓発	社会教育課	未実施	C	未実施	家庭教育に関する情報収集を行う。
17			③生涯学習における男女平等教育の推進	男女平等に関する生涯学習情報の提供及び学習機会の充実	社会教育課	<女性教育事業> 生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深める。	B	女性の会として講座開催、研修会への参加。	女性の会として各機会への女性の関わりとしての取組を実施されている。今後はエンパワメントに関する理解を深めながらの取組の工夫が必要である。
18-1				女性のエンパワメントのための学習機会の充実	社会教育課	<女性教育事業> 生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深める。	B	女性の会として講座開催、研修会への参加。	女性の会として各機会への女性の関わりとしての取組を実施されている。今後はエンパワメントに関する理解を深めながらの取組の工夫が必要である。
18-2				誰もが参加しやすい場所・日程等の工夫	人権推進課	事業開催時において場所や日程、保育ルーム、要約筆記などを考慮して誰もが参加しやすいための工夫をする。	A	開催曜日の配慮や保育ルームを設けた。	誰もが参加しやすい環境づくりを進める。
19			(3)あらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力を根絶するための広報・啓発活動の推進	人権推進課	あらゆる暴力の根絶を目的とし、DV防止啓発期間等における効果的な広報啓発事業を実施する。	A	DVに関する情報のパネル展示や、リーフレット・パンフレット等を窓口に配架し、市民へ周知をした。また、DV防止啓発期間中に大型店舗において街頭啓発活動の実施をし、市民へ周知を行った。広報やHPを活用し、市民へ啓発をした。	引き続きパネル展示・街頭啓発等広報活動を行い、市民へ周知していく。また、市民参加の講演会を実施し、理解を深めていく。
20				「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー規制法」に関する関係法令の周知	人権推進課	あらゆる暴力の根絶を目的とし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「ストーカー規制法」等関係法令の周知・啓発を図る	B	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」について広報等で周知した。	「ストーカー規制法」についても周知・啓発を図る。
21-1				②DV被害者等の保護と支援体制の充実	人権推進課	庁内関係機関との連携・支援体制の整備	A	平成24年2月に「DV防止対応マニュアル」を作成し、関係各課及び関係機関と連携を図る体制、またケース会議等を開催する体制を整えた。	市や警察・京都府家庭支援総合センター・南部家庭支援センター等の関係団体によるDV相談ネットワーク体制を整える。
21-2					関係各課				
22-1					人権推進課	DV等に関する職員及び相談員等の研修の充実	B	DV被害者に対する支援を目的とし、職員及び相談員等の研修を充実する。	職員を対象としたDV防止啓発研修の開催及び、相談員については、京都府等の研修に積極的に参加する。
22-2					関係各課				
23-1					人権推進課	京都府、警察署等の関係機関との連携強化	B	DV被害者に対する支援を目的とし、京都府、警察署等の関係機関との連携を強化する。	DV被害者支援のため、京都府等の関係機関との連携を強化していく。
23-2					関係各課				
24-1					人権推進課	DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知	A	DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口を周知した。子育て支援課や社会福祉課、高齢介護課、健康推進課など関係各課との連携による相談体制を充実。弁護士との法律相談の窓口のチラシを作成し周知した。	引き続き、DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口の周知。関係各課との連携による相談体制の充実を図る。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性
							評価		
24-2					関係各課				
25-1				DV被害者等の保護の推進	市民年金課	住民基本台帳事務における支援措置	A	26年度支援件数39件(新規21件)	申出件数は年々増加傾向にあり、関係課との情報連携がより重要であると考え。当市においても他課の独自システムに情報連携ができていなかったことにより、加害者に情報が漏えいするという事案が発生したため、情報提供の在り方についても協議していきたい。
25-2					人権推進課	DV被害者などへの保護の推進をする	A	DV被害者保護のため京都府・警察、また関係各課と連携し適切な対応をした。	今後も関係機関と連携し、DV被害者保護のため適切な対応を行う。
25-3					関係各課				
26-1				DV被害者等の自立支援	人権推進課	DV被害者等の自立を支援する。	B	京都府や他の関係機関と連携し、DV被害者の自立を支援した。	京都府や関係各課と連携しつつ、更にDV被害者の自立を支援する。
26-2					社会福祉課	生活困窮者(生活保護を含む)の生活相談・就労相談等による支援	A	生活困窮者全体に係る生活・就労相談支援により生活自立に向けた支援を行った。	各種制度の狭間におられる支援対象者をなくすよう努めていく。
26-3					子育て支援課	DVにより夫等から逃げるため、シェルターで一時保護した際に、今後の母子の生活を安定させ、自立を目指し、母子生活自立支援施設に入所措置を行う。	A	1世帯がシェルターに一時保護され、その後母子生活支援施設に入所した。	子育て支援課では、入所措置に関する事務を行っているが、DVの相談等も含め、人権推進課との連携が必要である。
27				DV被害者等の市営住宅の優先入居	建設課	配偶者から暴力防止、被害者の保護を図るため	A	優先入居はできないが、市営住宅募集申込の際に、DV被害者(加害者に対して保護命令が出されているDV被害者)であれば、単身での申し込みが可能 入居実績無	今後も継続していく
28				DV等発生予防・再発防止のための啓発・情報提供	人権推進課	DV被害者等の保護と支援体制の充実を目的として、DV等発生予防・再発防止のための啓発及び情報提供をする。	B	リーフレットを作成し、発生予防・再発防止・通報のための啓発を行った。	今後も啓発リーフレットやチラシ等の発行により、DV等の発生予防・再発防止のための啓発や周知及び情報提供を行う。
29-1			③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催	人事秘書課	セクシュアル・ハラスメント防止に向けて職員研修を実施	C	研修未実施	職員研修の一環として、研修を実施していく
29-2					人権推進課	セクシャル・ハラスメント防止のための学習会・研修会を開催する。	B	京都府等が開催する研修会等への参加を呼びかけた。	市職員及び事業者への学習会・研修会の実施の呼びかけが必要。
30-1	基本目標2 男女がともにいきいきと働ける環境づくり	(1)働く場の男女共同参画の促進	①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	「男女雇用機会均等法」、「労働関係法令」等の制度の周知・啓発	人権推進課	労働に関する基本的権利等の周知・啓発を目的とし、男女雇用機会均等法、労働関係法令や制度の周知・啓発を行う。	B	京都府等が作成するリーフレット等を配布した。	引き続き、関係機関と連携し周知・啓発を行う。
30-2					観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
31-1				女性労働者の母性保護及び母性健康管理の周知・徹底	人権推進課	母性保護等に関する雇用の周知・啓発を図る。	C	周知・啓発できなかった。	広報での啓発や関係機関と連携し周知・啓発を行う。
31-2					観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う
32-1				メンタルヘルスの確保等、職場における健康管理の取り組み	人権推進課	メンタルヘルスの確保等、職場における健康管理の取り組みについての周知・啓発。	C	周知・啓発できなかった。	広報での啓発や関係機関と連携し周知・啓発を行う。
32-2					観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
33-1				職場における待遇の改善に向けての啓発	人権推進課	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進を目的とし、企業等に対する積極的改善措置の実施に向けた啓発活動の推進を図る。	C	実施できなかった。	企業向けにリーフレットなどによる周知・啓発を行う。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性
							評価		
33-2					観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
34		②女性の能力開発等の支援	②女性の能力開発等の支援	パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の開催	人権推進課	女性の就業能力の開発支援を目的とし、パソコン、コミュニケーション能力開発講座等を開催する。	A	パソコン入門講座、就業に向けてのコミュニケーション講座を開催した。	引き続き女性の就業能力開発支援のための講座を開催し、就職への支援を行う。
35-1	就職、再就職のための情報提供等の支援			人権推進課	女性の就業能力の開発支援を目的とし、ハローワーク等の就職情報の提供等を行う。	A	女性センターにハローワーク求人情報を掲示し情報提供した。また、労働局や京都府の情報を提供した。	引き続き情報提供に努める。	
35-2				観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	
36-1				人権推進課	起業のための情報提供等の支援	B	京都府主催の起業講座の情報を配架し、周知を図る。	引き続き情報提供を行う。	
36-2				観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	
37				③女性に対する就業情報の提供・相談業務等の充実	③女性に対する就業情報の提供・相談業務等の充実	再就職準備セミナーの開催	人権推進課	女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、就業支援講座を開催する。	A
38	京都ジョブパークやハローワークなどの関係機関との連携による相談業務の推進	人権推進課	女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、相談業務の推進を図る。			B	関係機関と連携し就業相談業務を実施した。	関係機関と連携を行い、相談業務を充実する。	
39-1	京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援に関する情報の提供	人権推進課	女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、京都ジョブパークやハローワークの就職情報や就業支援に関する情報を提供する。			A	女性センターにハローワーク求人情報を掲示し情報提供した。また、労働局や京都府の情報を提供した。	今後も引き続き情報提供に努める。	
39-2		観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。			A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	
40-1		④農業・商工業等における働きやすい環境づくり	④農業・商工業等における働きやすい環境づくり			農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進	観光商工課	関係団体の女性役員登用。	C
40-2				農政課	木津川市農業委員会委員として女性農業委員を2名登用している(木津川市議会推薦委員)。	A	合併前も含めて、新市誕生以降も継続的に市議会推薦委員として女性農業委員を登用している。	今後も女性農業委員の登用に努めていきたい。	
41-1				観光商工課	女性の労働に対する適正な評価のための啓発	A	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	
41-2				農政課	農業女性団体が実施する研修等への市担当職員の参加。	A	農業女性団体が実施する研修等への市担当職員の参加。	引き続き人的な支援を行う。	
42-1				観光商工課	女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報提供	A	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	
42-2				農政課	京力農場プラン策定に係る地元検討委員会への女性の参画。	A	京力農場プラン策定に係る地元検討委員会に、女性農業士、女性農業委員、地元女性農業者等、3割以上の女性が参画した。	引き続き、京力農場プラン策定に係る地元検討委員会に対して、女性農業士、女性農業委員、地元女性農業者等の女性の参画を推進していく。	
43				農政課	女性農業士等の認定促進に関する啓発	A	市として女性農業士として相応しい人物を府に対して推薦している(選任は京都府)。	現在2名の女性農業士を推薦し、京都府に選任いただいている。	今後、新たに女性農業士として相応しい人物がいれば推薦していく。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性
							評価		
44-1	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①企業等における仕事と家庭の両立支援の取り組みの促進	育児休業や介護休業等の制度利用を促進のための周知・啓発	人権推進課	企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、育児休業や介護休業など制度利用促進のための啓発を行う。	C	実施できなかった。	リーフレット等により、企業に向けた周知・啓発を行う。
44-2					観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
45-1				厚生労働省の「均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業)」や京都府の「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発	人権推進課	企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、厚生労働省「ファミリー・フレンドリー企業」及び京都府「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発を行う。	B	厚生労働省及び京都府が作成したリーフレット等の配架。	企業に向けた周知・啓発を行う。
45-2					観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
46-1				ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの周知・啓発	人権推進課	企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、ワーク・ライフ・バランス実現のための周知・啓発を行う。	B	厚生労働省及び京都府が作成したリーフレット等の配架。	企業に向けた周知・啓発を行う。
46-2					観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
47-1			②仕事と子育て・介護の両立支援	多様な就労形態に対応できる保育・介護サービス制度の周知	子育て支援課	保育サービス制度の周知を徹底し、その活用を促し、女性の社会参加に結び付ける。	A	通常保育、一時預かり等について、ホームページやチラシ等により、周知を図った。	取り組みのさらなる推進を図る。
47-2					高齢介護課	介護疲れによる高齢者虐待、老老介護、介護離職などの社会問題を背景に、在宅介護のための環境整備がなされてきており、多様なニーズに対応した介護サービス制度を周知する。	A	3年を1期とした「介護保険事業計画」を策定し、ニーズに応じた多様なサービスの提供を促進するとともに、周知に努めた。	在宅介護のための環境整備はなされてきたが、介護サービスの充実までには及んでいないのが現状である。介護保険法に基づく介護サービスの充実に向けて、今後取り組んでいく。
48-1			③家庭における男女共同参画の促進	男性対象の料理教室等の開催	人権推進課	家庭における男女共同参画の促進を目的とし、男性対象の料理教室を開催する。	C	男性対象の料理教室を開催できなかった。	男性の意識と能力の向上を支援するための講座を、開催する。
48-2					健康推進課	男性の調理技術を向上させ、食生活で自立できる男性を増やすことを目的としている。内容：調理実習、正しい食習慣について講義	A	実施回数：加茂文化センター1回実施3人 木津保健センター1回実施7人	食において自立できることは、健康に生きることにつながるため、今後も男性が希望するレシピを取り入れ、参加者を募り継続事業とする。
49					子育て支援課	夫婦が協力して子育てにかかわるための父親教室等の開催	乳幼児期の子育て中の親子が気軽に集い、親子のふれあい交流等を行う「つどいの広場」において、父親の参加型イベントを開催し、父親の育児支援を行う。	A	わくわく広場：年1回、パパママイベントを実施している。6～12月まで「おとうさんもいっしょ」を実施している。 かろがも広場：毎月「パパと一緒に遊ぼう」を実施している。
50-1			④男女のさまざまな地域活動の支援・リフレッシュ事業の推進	地域活動を支援するとともに健康づくりや趣味教養講座等の開催	人権推進課	男女の地域活動の支援・健康づくりや趣味教養講座を開催する。	A	パソコン入門講座、リフレッシュ体操講座、美容と健康講座、食講座、ラッピング講座など様々な講座を開催した。	男性・女性がともに参加しやすい事業の実施を図るとともに、特に、男性参加者が少ないため、男性が積極的に参加しやすい講座の設定をしていくことで、地域活動への支援をする。
50-2	社会教育課	<公民館講座、市民講座、生涯学習講座> 市民の生涯学習への取り組みを推進するため、各種講座を開催する。			B	概ね予定どおり開催した	講座内容の充実		
50-3	関係各課								
51-1	基本目標3 男女共同参画による地域社会づくり	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進	各委員会・審議会における女性委員ゼロの解消	人権推進課	女性の意見を反映させるため、女性委員ゼロの委員会等をなくす。	A	平成27年4月現在女性委員ゼロの委員会は7委員会。 庁内LANで各課に周知し、依頼した。 目標値達成に向け、各所管課において、委員選考時に積極的に女性の登用に努めるとともに、公募委員を増やすなど調整している。	委員会の性格上、また、当て職により、女性委員が登用されにくい委員会がある。今後においても、周知を行う。また、女性委員ゼロの委員会を解消するため、委員の選出方法を見直すなど女性が参画できるよう改善策を考えていく。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性		
							評価				
51-2					社会教育課	<社会教育委員会> 社会教育法に基づき、15名以内の社会教育委員を置く。	A	13名の内、約54%にあたる7名が女性委員。	今後も、女性委員がゼロにならないよう努力する。		
51-3					関係各課						
52-1					各委員会・審議会における女性委員の登用率を平成32年度(2020年度)までに35%を目標とする計画的な推進	人権推進課	女性の意見を反映させるため女性委員登用率を34%を目標とする	A	平成27年4月現在女性登用率は32.2% 庁内LANで各課に周知し、依頼した。 目標値達成に向け、各所管課において、委員選考時に積極的に女性の登用に努めるとともに、公募委員を増やすなど調整している。	委員会の性格上、また、当て職により、女性委員が登用されにくい委員会がある。今後においても、周知を行う。また、女性委員の登用の推進について、委員の選出方法を見直すなど女性が参画できるよう改善策を考えていく。	
52-2					社会教育課	<社会教育委員会> 社会教育法に基づき、15名以内の社会教育委員を置く。	A	13名の内、約54%にあたる7名が女性委員。	今後も、35%以上の女性委員の登用を努力する。		
52-3					関係各課						
53-1					各委員会・審議会における委員公募制の導入の促進	人権推進課	各委員会・審議会における男女構成比の均衡の確保のため、女性が参画しやすいよう委員公募制導入を検討する	B	委員公募制導入については、総合計画においても、市の審議会等における市民・市民代表の割合について、現状値を上回る数値になるよう、目標値を設定しているおり、女性も参画しやすい状況としていくようにしている。	委員公募制導入を増やしていくには、選出方法の見直しが必要になる。女性が参画しやすい状況としていくため、今後も委員公募制導入を促進していく。	
53-2					社会教育課	<社会教育委員会> 平成25年度より、2年任期として公募委員制を導入。15名以内の社会教育委員に対して2名の委員を公募している。	B	平成27年度より2年任期で2名を公募し、1名の応募があり、面接の結果1名の採用となった。	今後も、継続して公募委員を募集していく。		
53-3					関係各課						
54					男女共同参画人材リストの作成及び提供	人権推進課	各委員会・審議会における男女構成比の均衡の確保を目的とし、男女共同参画人材リストの作成及び提供をする。	A	男女共同参画人材リストを作成し、リスト内から審議会委員や講座講師を選出。 広報で人材リストへの登録を周知した。 平成26年4月現在77人のリスト登録者がある。 活用について、庁内LANで周知し、講座の講師や託児などに活用している。	人材リスト登録について、広報やHPで周知していく。 定期的な人材リストの整理が必要である。 引き続き、活用について、庁内LANで周知していく。	
55					市の女性職員の管理職への登用促進	人事秘書課	女性職員を積極的に管理職に登用することで、施政方針等決定に女性の視点を入れることができる。そのことを市の活性化につなげる。	B	定期異動による女性職員の管理職への昇格0人、課長級から次長級への昇格1人。 女性管理職の割合は23.2%	女性管理職30%の目標達成に向け、積極的に登用していく	
56					②市政への市民参画の促進	市のホームページの市長への意見・パブリックコメント制度等の活用・普及	学研企画課	市ホームページに、市民等が市政に対する意見等を送ることができる「市へのご意見」を設置し、行政と市民をつなぐツールの1つとして活用している。 また、木津川市パブリックコメント手続条例に基づき、条例や計画など市政の重要な方針決定に際して広く市民等に案に対する意見提出の機会を設け、市民参加型の公平公正で開かれた市政の実現を目指している。	A	【市へのご意見】 98件のメールを受信し、回答を作成後、返信。 【パブリックコメント】 募集案件 12件	【市へのご意見】 市への意見を受け付けるシステムについては、継続して実施していく予定。 【パブリックコメント】 引き続き、条例に基づき実施。
57-1					(2)地域社会における男女共同参画の促進	①男女共同参画を進めるための市民の活力の促進	行政と市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進	人権推進課	男女共同参画を進めるための市民の活力の促進を目的とし、市民団体との協働による事業の実施及びネットワークづくりを推進する。	A	キラリさわやかフェスタ実行委員会を設立し、毎年「男女共同参画キラリさわやかフェスタ」を開催。 フェスタへの集客数も年々増加している。平成26年度の参加者数は、870名。
57-2	関係各課										

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性
							評価		
58-1				地域おこし・まちおこし・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援	学研企画課	京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金やコミュニティ助成事業補助金を活用し、NPOや地域住民が自主的にまちづくりに取り組む活動を支援する。	A	府地域力再生プロジェクト交付金:12団体 コミュニティ助成補助金:2団体	引き続き、事業を継続する。
58-2					観光商工課	観光振興事業のうち、木津川アートは、現代アートを活用したまちづくり事業であり、市内外の交流人口の増加、また市の魅力を発信するきっかけづくりとして実施。平成26年度は木津川アート2014を開催した。	A	木津川アート2014では、総合プロデューサー1人に女性を登用した。また運営スタッフ及び市民ボランティアの約7割を女性スタッフが占めている。	多様な人材が参加・参画しやすい環境づくりに努め、事業内容や目的に応じた人材の登用を目指していく。
58-3					関係各課				
59			②男女共同参画を進めるための場の提供	男女共同参画推進のための拠点(女性センター)の活用	人権推進課	男女共同参画を進めるための場の提供を目的として女性センターを活用する。	A	女性センターを拠点として男女共同参画を推進した。	今後においても、女性センターを拠点とした男女共同参画の推進に努める。広報やHPを活用し、女性センター施設の周知を図る。女性センターは、立地面で活用しにくい点がある。
60			③男女で取り組む地域活動の促進	女性消防団員の活動の充実	危機管理課	女性消防団を、随時募集している。各種消防防災知識の向上等に努め、啓発事業を展開している。	A	女性消防団員数18名。各種防火・防災・普及啓発事業を中心に活動している。	随時、女性消防団の団員募集を行い、各種防火・防災・普及啓発事業を中心に活動を行う。
61				男女のニーズに対応した地域防災計画の推進	危機管理課	地域防災計画の策定、修正にあたり、男女のニーズに対応した計画の推進に努める。	A	平成27年1月24日に、地域防災会議を実施。委員40名中、女性委員7人。委員の意見を聞き、地域防災計画の修正を実施。	今後も、それぞれの立場の委員の意見を聞きながら、男女のニーズに対応した計画の推進に努める。
62		行政地域活動における女性の参画の促進	総務課	各地域から選出される地域長及び副地域長の女性の参画の促進	C	女性地域長等の選出はないが、副地域長にあっては、当尾地域で9名中2名、南加茂台地域で副地域長15名中1名、女性が選出されている。	各地域から選出される地域長及び副地域長は地域内で選出され、市長が委嘱しているが、なかなか女性が選出されない状況である。		
63-1	基本目標4 健康づくりの推進と福祉の充実	(1)生涯を通じた心身の健康づくり	①男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育む啓発活動の推進	学校教育課	児童に対する性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、DV等、性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会の充実	A	思春期の児童・生徒には、発達段階に応じて紙芝居・イラスト等の資料を用いて、エイズ等を含めた性教育を行った。	今後も同様に取り組んでいく。	
63-2				人権推進課	男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育てる啓発活動の推進を目的とし、児童に対する性的虐待、セクシャル・ハラスメント、DVなど性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会を充実する。	A	市内中学校において、デートDV防止授業を実施し、学習の機会を提供した。	今後においても性に関する人権侵害を防止するための啓発活動を行う。	
64-1			②健康をおびやかす問題についての対策の推進	HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施	国保医療課	保健衛生普及事業の一環として、市教育委員会並びに市立中学校と連携し、エイズ予防のための啓発事業を実施した。	A	市立中学校の養護教諭と協議のうえ本事業の趣旨と中学生が理解しやすい内容を検討した。平成26年度は、中学3年生を対象に現役助産師を講師に招き、研修・学習会を開催した。	3年生を対象とした事業であるため、今後も継続的に実施する。内容は、男女生徒が互いの性を自覚し、互いに尊重する意義を研修する場として、講座やパンフレット等を用いた学習会など、学校(養護教諭)と協議して決定する。
64-2					健康推進課	健康推進課ではHIV/エイズ、性感染症、薬物乱用対策に対する事業は実施していません。	C	実施していません	未定
64-3				学校教育課	エイズ等、性感染症の恐ろしさを認識させるとともに、コンドーム等による性感染予防の啓発を図る。	A	小学校高学年及び中学校の保健学習で、エイズ等の病気予防や薬物乱用防止に関する学習を行った。	今後も同様に取り組んでいく。	
65			③妊娠・出産等に関する健康支援の充実	妊娠出産を迎える女性への健康支援と男女を対象とした健康講座等の開催	健康推進課	妊娠生活に対する不安の軽減や出産・育児に向けての準備として情報提供を図るとともに、父親の育児参加、夫婦で協力して出産育児を迎える姿勢づくりを行う。また、妊婦同士の妊娠中からの仲間づくりを目的としている。1回目:歯科検診 2回目:妊娠中の食事、妊娠中の過ごし方、安産のための補助動作 3回目:沐浴実習と赤ちゃんの発達保育の講話 4回目:マタニティヨガ	A	実施回数:計16回(1回目:4回、2回目:4回、3回目:5回、4回目:3回) 参加人数:延べ164名	3回目の土曜日開催の父親参加数は安定している。定員を超えることもあるが、病院等でも沐浴実習などあるため、このままの体制を継続していく。4回目のヨガは参加者が増加しており、回数を増やすことも検討していく。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性		
							評価				
66-1			④男女のライフステージに応じた健康支援の充実	男女それぞれの年代に応じた健康教育、食育指導、相談指導の充実	健康推進課	A:生活習慣の予防及び要介護状態になることの予防、その健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行い、市民の健康の保持・増進に資することを目的とし、本事業を実施している。B:正しい食生活の知識を身につけるため「親子料理教室」「ままあず教室」C:乳幼児期における食育として離乳食及び食事相談を実施。	A	A:健康相談:57回/年 延べ3,858名、健康教育:54回/年 延べ335名が参加した。B:各1回/年計50人C:乳幼児の個別相談36回/年419人 健診(教育)24回/年88人	A:健診会場等で個別相談を実施することで相談しやすい環境整備ができています。今後も疾患や年齢等の個人のニーズに合った相談方法を検討していく。B・C:簡単で分かりやすい指導に努める。		
66-2				学校教育課	健康教育、食育指導等を通じ、心身の健康づくりを目的とする。	A	栄養教諭を中核として「食育」の推進や健康保持、正しい生活習慣を身につけるなどの指導を発達段階に応じて実施するとともに、保護者への啓発を行った。	今後も同様に取り組んでいく。			
67-1				健康推進課	中高年のための生活習慣病等の対策及び健康づくりの推進	メタボリックシンドロームの改善を目的として個人指導と集団指導を実施	A	個人指導数114人/年 集団指導10回50人/年	今後も目に見える資料を作成し理解されやすい指導を心がけ、継続する。		
67-2				社会教育課	生涯を通じた心身の健康づくりを推進するため、各種大会を開催。 ■市内体育施設の開設。	概ね予定どおり開催した	A	概ね予定どおり開催した	今後も、継続して中高年のための生活習慣病等の対策及び健康づくりの推進をしていく。		
68				健康推進課	性差に応じた的確な医療・検診等の推進	がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診	A	がん検診及び肝炎ウイルス検診は、アスピアやましろ3日間、木津保健センター13日間、加茂保健センター6日間 計22日間 延べ7570名が受診した。骨粗しょう症検診3回/年256人	思春期の骨量を増やすことが骨粗しょう症の予防には重要であることから、中学生の検診受診勧奨を行い、食習慣改善指導を行う。		
69				社会教育課	生涯にわたるスポーツ活動の推進	生涯を通じた心身の健康づくりを推進するため、各種大会を開催。 ■市内体育施設の開設。	A	概ね予定どおり開催した	今後も、継続して生涯にわたるスポーツ活動の推進をしていく。		
70				(2)子育て支援の充実	①多様な保育サービスの充実	保育園等の受け入れ体制の充実	子育て支援課	保育園の受け入れ態勢の充実を図り、働きやすい環境を整える。	A	市内保育所での保育実施及び広域入所委託に取り組んでいる。	木津川市待機児童の解消対策ガイドラインにより取り組む。
71						子育て支援課	保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実(一時保育・休日保育・延長保育・病時病後児保育等)	延長保育 14園。一時預かり 6園。病児保育 1か所。	A	取り組みの継続と、病児保育の実施を検討する。	
72						子育て支援課	放課後児童クラブの充実	保護者が就労等で自宅に不在の小学1年生から6年生までの児童を対象とし、放課後や週末等の子ども達の適切な遊びや生活の場を確保する。	A	市内19か所にて、延べ10,312名の保育を行った。	さらなる児童クラブの運営の充実を図る。
73-1						子育て支援課	各事業を実施する際の保育ルームの開設	ファミリー・サポート・センター事業において、会員の研修の際に、子ども連れでの参加ができるように保育対応を行う。	A	ファミリー・サポート・センター事業において、会員の研修の際に、子ども連れでの参加ができるように保育対応を行った。	ファミリー・サポート・センター事業の充実を図る。
73-2	関係各課										
74	子育て支援課	地域子育て支援センター・つどいの広場事業の充実	乳幼児期の子育て中の親子が気軽に集い、親子のふれあい交流を通じて、子育ての不安の解消や育児サークルの育成を図る。			A	子育て支援センターでは、子育て講座やキッズフェスタ等の各種事業を実施。つどいの広場は、市内2か所で、多くの親子が集い、様々なイベント等、育児サービスを提供した。	主に木津南及び中央地区街開きに伴う若い世帯の急増により、子育て親子の保育ニーズに応えられるよう、各種イベントの実施や利用促進を行い、今後も子育て支援サービスの提供に努める。			
75	子育て支援課	育児サポーター養成講座の開催及び育児サポーターの育成	街の開発に伴い、若い子育て世帯が増加している状況の中、求められる様々な子育てニーズに対応したサービスの提供や育児支援ができるよう、育児サポーターの養成を行う。			B	子育て支援センター、社会福祉協議会と連携し、市内の育児サークルの把握に努めた。また、社会福祉協議会に委託して、ファミリー・サポート・センター事業を開始し、まかせて会員の養成に努めた。	ファミリー・サポート・センター事業の充実を図る。			

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性		
							評価				
76-1			②子育てに関する情報提供・相談体制の充実	子育てに関する児童相談事業の充実	子育て支援課	家庭児童相談室を設置し、18歳までの子どもに関する相談や、児童虐待等の対応を行う。	A	代表者会議 年2回、実務者会議 年4回、個別ケース検討会議等 年71回 開催した。その他、電話・面接・家庭訪問等で、子育てに関する相談を受けた。	年々、相談件数が増加し、問題も複雑化しているため、各関係機関との連携が必要となっている。市が対応する虐待案件は、原則は専門性が高くない軽微なケースといわれているが、中度から重度なケースの対応も多くなり、専門性が求められる。		
76-2					健康推進課	発育・発達のすみやかな時期であり、個々の成長に合わせた保健指導を行うとともに、疾病又は異常の早期発見と予防を目的とし、本事業を実施している。	A	乳児相談:36回/年 延べ1,093名(含栄養相談419名) 相談率:94.2%(相談児数/対象児数)		・対象児数の多い月は、スタッフの人数を調整する必要あり。 ・フォロー必要児には、適切な機関へ繋げサポートする。	
76-3					学校教育課	発達相談、園巡回相談、医療機関の情報提供、療育教室や保健所との連携	A	発達相談は延べ362件、園巡回相談は延べ649件。 療育の紹介24名、保健所クリニック93名を紹介連携した。		・増加するケースへの対応 ・各ケースごとに内容が複雑化しており関係機関との連携共有化が、難しい。	
77-1			③ひとり親家庭等に対する支援の充実	ひとり親家庭等に対する情報提供・相談体制の充実	子育て支援課	母子父子自立支援員を設置し、各種手当や制度・就職・生活等に関する相談を受けている。	A	ひとり親家庭に対する制度の説明・受付や、自立に向けた助言等を行った。	ひとり親の親が自立していくためには、就労し、安定した生活を図る必要があるため、ハローワークや就労支援員と連携していく必要がある。		
77-2					関係各課						
78-1					子育て支援課	児童扶養手当(母子・父子)、高等技能訓練促進費等給付金、自立支援教育訓練給付金の支給	A	児童扶養手当 平成26年度末の受給資格者数 580人 高等技能訓練促進費給付金 7人 自立支援教育訓練給付金 0人		ひとり親の親が自立していくためには、就労し、安定した生活を図る必要があるため、ハローワークや就労支援員と連携していく必要がある。	
78-2					関係各課						
79-1					子育て支援課	要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、平成20年1月17日に木津川市要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催して、児童虐待案件に対応している。	A	代表者会議 年2回、実務者会議 年4回、個別ケース検討会議等 年71回 開催した。その他、電話・面接・家庭訪問等で、子育てに関する相談を受けた。 木津川市人権研修(1回)、実務者研修(2回)を開催した。			年々、相談件数が増加し、問題も複雑化しているため、各関係機関との連携が必要となっている。市が対応する虐待案件は、原則は専門性が高くない軽微なケースといわれているが、中度から重度なケースの対応も多くなり、専門性が求められる。
79-2	関係各課										
80	(3)高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり	①高齢者・障害者福祉サービスの充実	介護サービス及び介護予防事業の充実	高齢介護課	加齢による病気等で要介護状態となった者が、尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度に基づき必要な保険給付及び地域支援事業を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。	A	3年を1期とした「介護保険事業計画」を策定し、介護保険事業(要介護認定、保険給付、第1号保険者の保険料の賦課徴収等)や介護サービスの基盤整備を実施した。また、介護予防事業について実施した。	介護保険事業計画に基づき、介護サービスの基盤整備として特別養護老人ホームの整備を行っていく。			
81				社会福祉課	障害者福祉サービスの充実	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援の提供に係る支給決定	A	障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)及び障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)の提供に係る支給決定を行った。	障害児・者のニーズを踏まえ、適切な支給決定に努めていく。		
82				高齢介護課	②高齢者・障害者に関する情報提供・相談体制の充実	介護相談支援事業の推進	地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ継続的にフォローするとともに、必要に応じて包括支援センターが関係機関と連携をはかり対応を行っていく。また、夜間・休日などの対応は、在宅介護支援センターの一部を委託している。	A	相談事業に関しては、広報・ホームページに掲載するとともに要介護認定を受けておられない方には相談窓口の案内を基本チェックリストと共に送付(7,895通)。	同様の取り組みを継続していく。	

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性
							評価		
83				介護情報の収集・提供	高齢介護課	介護事業者ガイドブックや一覧表を活用し、効率よく介護サービスを利用するための相談窓口の周知徹底等に取り組む。	A	パンフレット等を使用して、相談窓口等の紹介を行った。 要介護認定を受けられた方については、効率よく介護サービスを利用していただくために、認定結果を通知する際に資料を同封し周知した。	今後もパンフレット等を活用して介護情報の提供を行っていく。
84				障害者相談支援事業の推進	社会福祉課	障害のある方に対する、各種相談支援を提供し、その福祉の増進を図る。	A	社会福祉法人いづみ福祉会に、身体障害・知的障害・精神障害児・者及び難病児・者に対応する相談支援事業を委託し、障害のある方に対する専門的な相談支援を提供した。	基幹相談支援センターを中心に、専門職員による困難ケースへの対応等その他の相談支援をおこなう。
85				社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の周知・啓発	社会福祉課	社会福祉協議会と連携して、高齢者(認知症)、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方が、自立した地域生活を送れるよう、福祉サービス利用に関する援助等を行い、その方の権利擁護に資するとともに、誰もが自分らしく暮らすことのできる福祉のまちづくりを進める	A	社会福祉協議会広報誌「きずな」6月号に記事掲載のほか、平成27年2月に障害者相談事業所へ、3月にケアマネジャーへ啓発活動を行う。  平成26年度利用者 35人(うち新規契約者10人)	さらなる利用者の拡大のため、社会福祉協議会と連携を強化する。
86-1			③介護における男女共同参画の促進	家庭介護に関する講座等の開催	人権推進課	介護における男女共同参画の促進を目的として家庭介護に関する講座等を開催する。	C	実施できなかった。	ワーク・ライフ・ケア・バランス講座の開催に努める。
86-2					高齢介護課	男性介護者のつどいを開催した。	A	2回実施し、男性介護者の体験談と介護方法の指導・交流会、男性介護者の体験談と栄養士による食に関する指導を行った。	定期的に開催する。
87			④高齢者・障害者の社会参画の支援	シルバー人材センター等の高齢者の就労支援及び就労機会の確保	高齢介護課	団塊の世代の離職等によるシルバー人材センターの果たす役割は非常に重要であり、市がシルバー人材センターへの助成を行うことにより、就業範囲の拡充、就業機会の開拓を支援し、高齢者の能力活用を図る。	A	○シルバー人材センター補助金 18,250千円 高齢者が長年培ってきた知識・経験を活かすことのできる就業の機会や場の提供を図るため、シルバー人材センターが行う事業経費の一部に対して補助金の交付を行った。 会員数:388人 受託件数:3,303件	補助金については、事業精査しながら自主的な活動、社会参加の向上につながるよう継続して支援を行う。
88				授産施設への障害のある人の就労支援及び就労機会の確保	社会福祉課	障がいのある方にとっての生活支援・就労支援の向上や、対面販売をすることにより、制作する喜びを感じ、自立への大きな支えにつながるため市役所内及び一部支所で実施。	A	第1・3水曜日 京都ライフサポート協会(野菜等の販売) 第1・3木曜日 おーぶんせさみ(クッキー販売) 毎週金曜日 いづみ福祉会・相楽福祉会(パン販売) 第4水曜日 ぽらりす(野菜等の販売)	引き続き、障害のある人の就労する機会確保のため実施する。
89-1				学習機会の充実・スポーツ・交流活動・地域活動の支援	社会福祉課	スポーツを通じて、体力の増強を図るとともに、障害児・者の団結と親睦を図ることを目的に障害児・者スポーツ大会を開催。	A	平成26年11月1日に障害児・者スポーツ大会を実施。参加者99名。	今後も、スポーツを通じて体力の増強と親睦を図るため実施する。
89-2					高齢介護課	高齢者の生きがいづくりを促進するため、老人大学などの学習機会や、スポーツ・文化活動、サロン等を通して社会参加意欲を高める取り組みを行う。また、老人クラブ等、高齢者が主体的に取り組む活動を支援し、長寿社会の中核的な担い手を育成し、高齢者の健康づくりを推進する。	A	○老人クラブ活動費補助金 6,225千円 クラブ数:101クラブ 会員数:4,640人 ○高齢者いきいきサポート窓口リーフレット印刷 6,000部作成	補助金については、事業精査しながら自主的な活動、社会参加の向上につながるよう継続して支援を行う。また、高齢者の増加に伴い共助の社会体制の構築のため、高齢者の集いの機会を充実させるよう、サロンの立ち上げや生涯学習・スポーツなどを通じた交流の場づくりを推進する。
89-3					社会教育課	<木津川市体育協会><木津川市スポーツ推進委員会><木津川市スポーツ少年団> 高齢者・障害者の社会参画の支援するため、各種大会を開催。 ■市内体育施設の開設。	A	概ね予定どおり開催した	今後も、継続して学習機会の充実・スポーツ・交流活動・地域活動の支援をしていく。
90-1			⑤高齢者・障害者の虐待防止対策の充実	高齢者・障害のある人の虐待防止体制の充実と虐待防止のための周知・啓発	社会福祉課	障害のある方に対する虐待を未然に防止するとともに、虐待発生時には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者の権利利益の擁護に資するよう、対応を行う。	A	「木津川市障害者虐待防止マニュアル」に基づき、適切な対応に努めた。(虐待案件:1件)	虐待認定の基準が明確でなく、特に施設従事者からの虐待がある場合、虐待認定等の対応が難しい。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(平成26年度)		課題・今後の方向性		
							評価				
90-2					高齢介護課	地域住民に対してサロンや生きがい大学等を通じて介護予防や消費者被害、認知症に関する事について、普及啓発を地域の医師会やボランティアと共に実施した。	A	地域住民に対してサロンや生きがい大学等を通じて普及啓発活動を年間17回(503名)実施した。	同様の取り組みを行う。		
91-1	基本目標5 国際化に対応した心豊かなまちづくり	(1)国際化に対応した男女共同参画の推進	①国際的視野に立った男女共同参画の推進	国際交流事業の推進	社会教育課	〈木津川市国際交流協会(木津川市中学生海外派遣事業等)〉 木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。	B	中学生海外派遣事業、サンタモニカ交流事業、日本語教室、国際交流イベント(日本語教授法研修、英語で世界を知ろう、世界のティータイム)を開催した。	中学生海外派遣事業・サンタモニカ交流事業、日本語教室・日本語教授法研修、英語で世界を知ろう・国際交流イベント(世界のティータイム)では男女の参加があった。全てのイベントについて、女性の参加希望者が多い為、今後は、男性も多く参加していただける工夫が必要。		
91-2					関係各課						
92-1						市内在住外国人との交流事業の実施	学研企画課	国際理解と多文化共生を深めるため、国際交流員による事業を実施します。 ・広報記事掲載(日本語・英語) ・国際交流講座 ・講演会、イベントなど	A	・広報記事掲載 毎月掲載 ・国際交流講座 6回開催 ・3市町国際交流イベント(サマーキャンプ)開催	引き続き、事業を継続する。
92-2							社会教育課	〈木津川市国際交流協会(日本語教室)〉 木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。	B	市内在住外国人に、日常生活で困らないよう日本語を教える日本語教室(89回)を開催した。	受講する外国人の増加を図るため、効果的な広報が必要。
92-3							関係各課				
93			②国際理解を深めるための学習機会の充実	男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供	人権推進課	国際理解を深めるための学習機会の充実を目的とし、男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供を行う。	C	実施できなかった。	男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供を行う。		